

大学共同利用機関法人自然科学研究機構におけるエネルギーの使用の合理化  
に関する規程

平成22年5月27日

自機規程第 84 号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し必要な事項は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）等関係法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における機関等とは、事務局、国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所及び分子科学研究所をいう。

(機構長及び機関等の長の責務)

第3条 機構長は、省エネ法に基づき、機構におけるエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

2 機関等の長（大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第2項に定める岡崎3機関にあっては、当該研究所長のうちから互選による代表者）は、省エネ法に基づき、機関等におけるエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(エネルギー管理統括者)

第4条 機構長は、機構に、省エネ法第8条第1項に定めるエネルギー管理統括者を置かなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、環境配慮担当理事又は副機構長をもって充てる。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 機構長は、機構に、省エネ法第9条第1項に定めるエネルギー管理企画推進者を置かなければならない。

2 エネルギー管理企画推進者は、事務局職員のうち機構長が指名する者をもって充てる。

(エネルギー管理員)

第6条 機関等の長は、機関等の事業所が、省エネ法第10条第1項又は省エネ法第13条に定める工場等の指定を受けた場合は、省エネ法第12条第1項又は第14条第1項に定めるエネルギー管理員を置かなければならない。

2 エネルギー管理員は、機関等の長が指名する者をもって充てる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、エネルギーの使用の合理化に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。